

養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について（平成18年度）

平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」といいます。）が施行されています。

高齢者虐待防止法の第25条では、知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項（虐待があった養介護施設等の種別及び虐待を行った養介護施設従事者等の職種）を公表するものとされています。

県では、各市町村に対し、平成18年度において養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた事例の有無について照会しましたが、いずれの市町村からも該当する事例の報告はありませんでした。

なお、養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待をいいます（高齢者虐待防止法第2条第5項）。

【養介護施設】

老人福祉施設、有料老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

【養介護事業】

老人居宅生活支援事業、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業